

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第3回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年8月19日(金)午前9時55分～午後0時35分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <p>1 金額審議</p> <p>(1) 労働者側の主張(4回目)</p> <p>本日結審に向けた歩み寄りとして、67円引き上げた964円(引き上げ率7.47%)を提示する。</p> <p>春季賃上げ妥結状況(第1回専門部会資料19ページ)のうち、連合(有期・短時間・契約労働者等)の状況は、加重平均で賃上げ額が62.70円となっている。</p> <p>最低賃金の影響を受ける各商・小売業のパート、アルバイト等の短時間労働者の賃上げ妥結状況が66.70円の結果も認められている。</p> <p>愛媛県最低賃金は、同じBランクの島根や香川と依然として差が広がっている。</p> <p>提示額は66.70円を四捨五入した金額67円となる。</p> <p>(2) 使用者側の主張(4回目、最終提示。)</p> <p>本日結審に向けた歩み寄りとして、47円引き上げた944円(引き上げ率5.24%)を提示する。</p> <p>春季賃上げ妥結状況(第1回専門部会資料19ページ)の連合の第7回(最終)回答集計結果の規模計として、平均賃上げ方式(加重平均)の引上げ率5.20%を適用した。</p> <p>$897 \text{円} \times 5.20\% = 46.64 \text{円}$を四捨五入すると47円となる。</p> <p>この5.20%という伸び率には、単価の高いベテラン労働者のデータも加味され、高額な単価が伸び率に影響しているほか、ベースアップのデータと併せて属人的な要素のある定期昇給のデータも反映されている数値である。本来、主に小規模事業者での適用が想定され、俗人的な要素のない最低賃金の伸び率の根拠としてはなじまないと考えているが、紛れもない賃上げ実績であるため、賃金支払い能力を超える過度の引上げ負担を避けるため、着目したものである。</p> <p>なお、引上げ率5.24%は、中賃の公益委員見解でも着目された「頻繁に購入する品目の消費者物価指数対前年上昇率(2023年10月～2024年6月)」の5.4%に近似する率であり、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するという趣旨にかなうものと考えられる。</p> <p>(3) 労働者側の主張(5回目、最終提示。)</p>			

結審に向けた歩み寄りとして、63円引き上げた960円(引き上げ率7.02%)を提示する。

春季賃上げ妥結状況(第1回専門部会資料19ページ)のうち、連合(有期・短時間・契約労働者等)の状況の、加重平均で賃上げ額が62.70円であり、62.70円を四捨五入した金額が63円となる。

(4) 公益案の提示

労使の歩み寄りを促したものの、これ以上の金額の提示は行われなかったため、労使双方から公益案提示の了解を得た上で、公益委員の間で公益案の検討を行った。

労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力について、各種統計資料及び労使の主張を考慮した結果、今年度は生計費を重視するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることを考慮した。地域間格差を是正して愛媛県からの人口流出を防ぐとともに、Bランクである愛媛がCランク県より下回っている状況の解消を重視した。

現行の愛媛県最低賃金897円から59円引き上げた時間額956円(引上げ率6.58%)を公益案として提示した。

(5) 採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

(6) 使用者側委員からの要望

中央最低賃金審議会の目安審議、本県審議会とともに、労働者の生計費を特に重視する一方で、小規模事業者の賃金引上げの状況を含む通常の賃金支払い能力に関しては、十分に斟酌されているとは考えられない。また、Bランクに区分された愛媛県では、地域間格差の解消も求められる環境下での議論を余儀なくされたところである。地方の中小企業・小規模事業者は、原材料価格の高騰等によるコスト増大、急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中で、十分な価格転嫁ができない業種等もあり、今回の結論は非常に厳しいものである。これを踏まえ、

(1) 業務改善助成金を更に活用しやすくするための制度の簡素化や設備の増設要件緩和等の制度充実

(2) 二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援

(3) いわゆる『年収の壁』を意識せずに働くことができる環境整備について、政府としてなお一層の取組をお願いしたい。

専門部会各委員了承のもと、報告書に盛り込むこととした。

(7) 答申

最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛県最低賃金専門部会の決議をもって愛媛地方最低賃金審議会の決議としたため、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あての答申文を、部会長から労働基準部長へ手交した。

2 その他

事務局より、本日午後3時から第3回本審を行うことを説明した。

以上